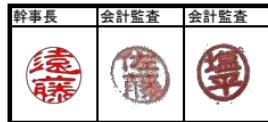


単位: ￥				
収入項目	単価	数量	金額	予算
加盟金				
個人(単価2000円)	2,000		<b>2,820,800</b>	2,500,000
賛助金				
2018年度賛助金			<b>31,000</b>	100,000
事業収入				
2017年度ICM&R貸付金			<b>0</b>	0
2017年度ICM&R黒字返金			<b>0</b>	500,000
地図関係				
地図関係				※※
その他				
関東学連から家賃として			<b>50,000</b>	50,000
謎の振込			<b>500</b>	
利息			<b>67</b>	1,000
	小計		<b>2,702,367</b>	3,151,000

※1. ユニバーは2年に1度であり、2年に1度まとめて30万円を支出するが、計算上は、1年に15万円を予算として計上することとなる。

※2. 活動報告書作成費は毎年25万円を予算として計上。ただし、発行は2年に1度なので、2年に1度50万円を支出している。

支出項目	詳細	金額	予算
インカレ関係			
2018年度ICM&R貸付金		<b>1,500,000</b>	1,500,000
部局活動費			
広報部		<b>0</b>	10,000
事業部		<b>0</b>	150,000
事務局		<b>0</b>	50,000
普及部		<b>0</b>	10,000
理事会		<b>0</b>	100,000
涉外部		<b>43,865</b>	100,000
技術委員会関係			
インカレアドバイザ派遣		<b>0</b>	50,000
学連合宿補助		<b>57,510</b>	
ユニバー補助(※1)	オフィシャル補助など	<b>300,000</b>	150,000
幹事会関係			
印刷費	活動報告書作成費(※2)	<b>0</b>	250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費	<b>1,358,866</b>	1,100,000
	幹事会宿泊費	<b>455,980</b>	550,000
	幹事会会場使用料	<b>15,893</b>	50,000
	資料印刷代	<b>0</b>	500
事務局維持費			
事務局維持費	家賃100000×12	<b>1,200,000</b>	1,200,000
地図関係			
地図作成費		<b>※※</b>	※※
その他支出			
JOA関係	年会費	<b>100,000</b>	100,000
	保険金	<b>3,000</b>	3,000
インストラクター講習会		<b>655,216</b>	0
地区学連への賛助金ファードバック		<b>0</b>	25,000
ファミテックのインカレ広告費		<b>0</b>	20,000
手数料		<b>4,704</b>	5,000
	小計	<b>5,894,834</b>	5,423,500



## 2019年度会計予算案

## 2018年度日本学連会計 竹内 公一

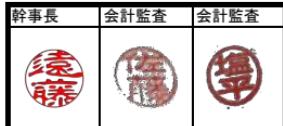
2019/3/5

収入項目	単価	数量	金額	予算
加盟金				
個人(単価2000円)	2,000		2,500,000	
賛助金				
2018年度賛助金			100,000	
事業収入				
2017年度ICM&R貸付金			1,500,000	
2017年度ICM&R黒字返金			500,000	
地図関係				
地図関係			※※	
その他				
関東学連から家賃として			50,000	
利息			1,000	
	小計		4,651,000	

※1. ユニバーは2年に1度であり、2年に1度まとめて30万円を支出するが、計算上は、1年に15万円を予算として計上となる。

※2. 活動報告書作成費は毎年25万円を予算として計上。  
ただし、発行は2年に1度なので、2年に1度50万円を支出している。

支出項目	詳細	金額	予算
インカレ関係			
2018年度ICM&R貸付金			1,500,000
部局活動費			
広報部			10,000
事業部			150,000
事務局			50,000
普及部			10,000
理事会			100,000
涉外部			100,000
技術委員会関係			
インカレアドバイザ派遣			100,000
学連合宿補助			
ユニーク補助(※1)	オフィシャル補助など		150,000
幹事会関係			
印刷費	活動報告書作成費(※2)		250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費		1,300,000
	幹事会宿泊費		550,000
	幹事会会場使用料		50,000
	資料印刷代		500
事務局維持費			
事務局維持費	家賃100000×12		1,200,000
地図関係			
地図作成費		※※	※※
その他支出			
JOA関係	年会費		100,000
	保険金		3,000
地区学連への賛助金フィードバック			25,000
ファミテックのインカレ広告費			20,000
手数料			5,000
	小計	0	5,673,500



## 地図事業関連規約の主要な改正箇所

---

### 1. 学連側の責任者を変更

[該当箇所] (新) 3 条 1

これまで学連会計が地図事業の学連側窓口として正責任者を務めていましたが、幹事会内部での業務負担等も考慮し、副幹事長を充当することとしました。

### 2. 事業費の面積当たり単価を明示

[該当箇所] (新) 6 条 1

規約施行後の運用実績を踏まえ、これまで「適正な価格」とだけ指定されていた事業費の金額上限を明記しました。

### 3. 正副責任者と幹事長の 3 名の承認に基づく少額決済枠を廃止

[該当箇所] (旧) 6 条 6

これまで事業の喫緊性が認められ、事業費総額が 20 万円以下の場合に限り、正副責任者と幹事長の承認をもって事業を実施できました。しかしこの決済枠の使用方法として不適切な事例が生じたほか、制度上は 3 者の判断のみで事業審査が完結してしまうなどチェック機能が脆弱であることから、次項に示す緊急時条項の設置に伴って廃止しました。

### 4. 緊急時における未承認着工規定の新設

[該当箇所] (新) 6 条 5(二)

喫緊性の認められる事業に対応するため、後日の幹事会承認を前提とした未承認着工を許可することとしました。この場合も学連側への事前連絡は必須となります。

### 5. 事業費が 200 万円を下回る場合の理事会承認の廃止

[該当箇所] (旧) 6 条 5

基本的に事業の緻密な審査自体は幹事会の場で行われているほか、副責任者として担当理事が関与していることを前提に、承認プロセスの簡略化を図るため、事業費総額が 200 万円以下の場合の理事会承認を廃止しました。

### 6. 事業計画変更時における契約書の再締結

[該当箇所] (新) 8 条 3

事業計画に変更があった場合、計画変更届の承認とともに契約書の再締結を行わねばならない旨を明記しました。

## 地図提供に関する管理業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下「甲」という）と有限会社ヤマカワオーランダープライズ（以下「乙」という）とは、以下のとおり甲が所有もしくは主催する競技大会の地図提供および管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託契約に際し、この契約書に定めるもの従いこれを履行しなければならない。

2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

### （目的）

第2条 甲所有の地図に関する調製（レイアウト・色彩・レイヤー設定等）、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実に行なうための業務を委託する。

2 甲所有の地図ではない場合の主催行事（日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下「インカレ」という）や学連合宿・インカレ講習会等）の地図に関する調製・提供についても、適正かつ確実に行なうための調製印刷業務を委託する。

### （業務の内容）

第3条 甲は、甲所有の地図に関する調製、印刷及び販売業務（以下「管理業務」という）の全部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲または乙は必要があるときは管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合甲乙協議の上、管理業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

3 管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の取り決めるものとする。また、委託先についても甲乙協議の上変更することも可能とする。

4 乙は地図に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスを行う。

### （注意義務）

第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって管理業務を遂行するものとする。

2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(業務委託料および支払方法)

- 第6条 甲は、管理業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」のとおりとする。
- 2 乙は、甲の幹事会にて、管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、販売地図名、販売枚数、販売先、地図使用日、売上総額を必ず含まなければならない。また、この報告は年度中間期と年度最終の幹事会・総会で行うものとする。
- 3 年度全体の報告は会計監査を経るものとする。
- 4 前項の会計監査の終了後2週間以内に地図売上総額から業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲から乙への業務委託料の支払いは、当該行為をもって代えるものとする。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
- 5 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 第7条 甲は、管理業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

(秘密保持)

- 第8条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第9条 乙の責に帰する理由により、期間内に管理業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、甲は、乙から損害金を徴集して期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から、既に完了した管理業務に該当する業務委託料を控除した額に対して、三百分の1の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、三百分の1の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力)

第10条 甲及び乙の責に帰さない不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲および乙は共にその責を負わないものとする。

(解約)

第11条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68 山川克則記念館内  
氏名 日本学生オリエンテーリング連盟  
会長 河合 利幸 印

乙 住所 東京都文京区関口 3-18-2  
氏名 有限会社 ヤマカワオーデンタープライズ  
代表取締役 山川 克則 印

(別紙 1) 料金表

学連所有地図の販売代行業務について

販売する地図の種類	販売地図 1 枚当たり 業務委託手数料
縮尺が 15,000 分の 1 の地図 * 1	
縮尺が 10,000 分の位置で、サイズが B4 以上の地図	200 円
甲主催の行事で使用する地図 * 2	
上記以外の地図	150 円

\* 1 通常時に縮尺 10,000 分の 1 で頒布している地図を、オプションとして縮尺 15,000 分の 1 で提供する場合には適用しない。

\* 2 インカレ・学連合宿・インカレ講習会等を指す。これら行事の会計の事情如何によっては 150 円に減額することもある。

## 加盟制度の変更点概要

### 1. ねじれ加盟禁止の明文化

今年度、正規の学籍を有さない大学（元在籍校）を所属校として学連登録を行ったケース（ねじれ加盟）が確認されました。このような実状とは異なる所属での学連登録を認めると、セレクションや事務処理の観点から問題が想定されます。

また、本学連を構成する加盟校（クラブ）の中には大学の体育会所属クラブや公認サークルも多くあり、ねじれ加盟を認めるということは、学籍を有さない部外者がこういった公認団体に所属していることを学連が認めるという意味も含みます。

元来学連の構成単位は加盟校であり、個人（いわゆる加盟員）は自らが属する加盟校を通じて名簿に名前を登録されている立場です。したがって学籍と無関係に所属を選択するようなことはそもそも想定されていないものと考えられますが、現行の規約上では個人の立場が明確に定義されていません。

今後、個人の立場に関する規約の文言を見直すことで、ねじれ加盟を原則として禁止します。

### 2. 加盟校資格の拡大

現在日本学連に加盟できるのは、

- ・大学
- ・短期大学
- ・高等専門学校（いわゆる高専 4-5 年、専攻科でも可）

であって大学院は含まれていません。すなわち大学から内部進学で大学院に進む場合であっても、学連加盟員として登録できるのは学部生のみです。

これとは別にインカレ実施規則では、選手権クラス出場資格を

- ・初めて学連登録した年度から起算して 4 年以内の学連加盟員
- ・当該年度 3 月 31 日現在で 29 歳未満

と定めています。

要約すると、

- ・インカレ選手権クラスに出場できるチャンスは最長で 4 年間
- ・加盟登録から 4 年以内であっても、学部生でなくなれば選手権クラスの出場資格は消失
- ・登録年数や学籍に関わらず、年齢制限に抵触すれば出場資格は消失

ということになります。この場合、2 年生で初めて登録した加盟員は 3 年目のインカレが選手権クラスに出場できる最後の機会であり、実際にそのような例は多々あります。

一方、大学によっては初年度に遠隔地のキャンパスに所属し、2 年次以降で主要キャンパスに戻るというケースがあります。このような例では、主要キャンパスを拠点とする課外活動を 1 年次から開始するのには困難であり、本人の意思と関わりなく選手権クラス出場のチャンスが 3 年間に制限されます。

幹事会では、こうした事情から大学院での加盟継続を認められたいという意見を受け、大学院生がインカレ選手権クラスに出場できるような枠組みを検討しました。この結果として、大まかに次のような方針

を策定しました。

- ・大学院を加盟校資格に追加し、学部から独立した別の学校として学連に加盟できるようにする
- ・加盟員登録年数の上限を一律に4年とする（現行規約では学部生であれば5年以上登録可）
- ・選手権/一般ともに、インカレ参加資格を「学連加盟員であること」と定める

この制度は2020年度からの施行を目指しています。したがって2019年度にこれらの制度を規約に実装し、都度総会にて承認をいただくこととなります。

今回の総会では、幹事会として上記のような方針であることのご説明と、大まかな意見募集ができればと考えております。

### 3. 年齢上限の引き下げ

前項でインカレ出場資格に年齢制限がある旨を述べましたが、これは国際大学スポーツ連盟（FISU）が、ユニバーシアードの出場年齢上限として定めているものに学連が合わせていたものです。しかし近年ユニバーシアードの出場年齢上限が引き下げられたため、学連側の規定も引き下げたいと考えております。具体的には、

【旧】当該年度3月31日現在で29歳未満

【新】当該年度3月31日現在で27歳未満

と定めます。なお、現時点ではこの規定はインカレ実施規則中の条文ですが、今回の引き下げを機に、加盟員資格に盛り込む形にする予定です。これにより、インカレに出場するために加盟員が満たすべき資格は全て加盟員資格側に記述され、明快になるものと考えています。

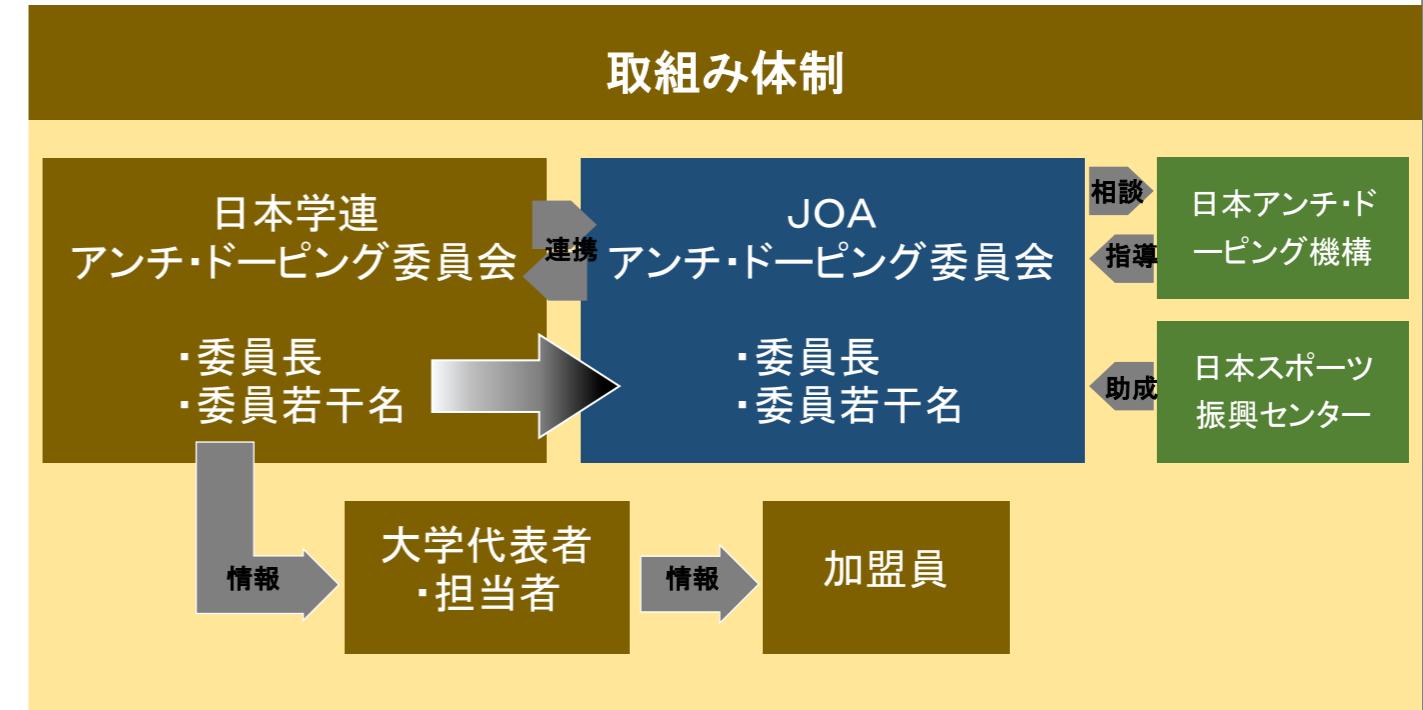
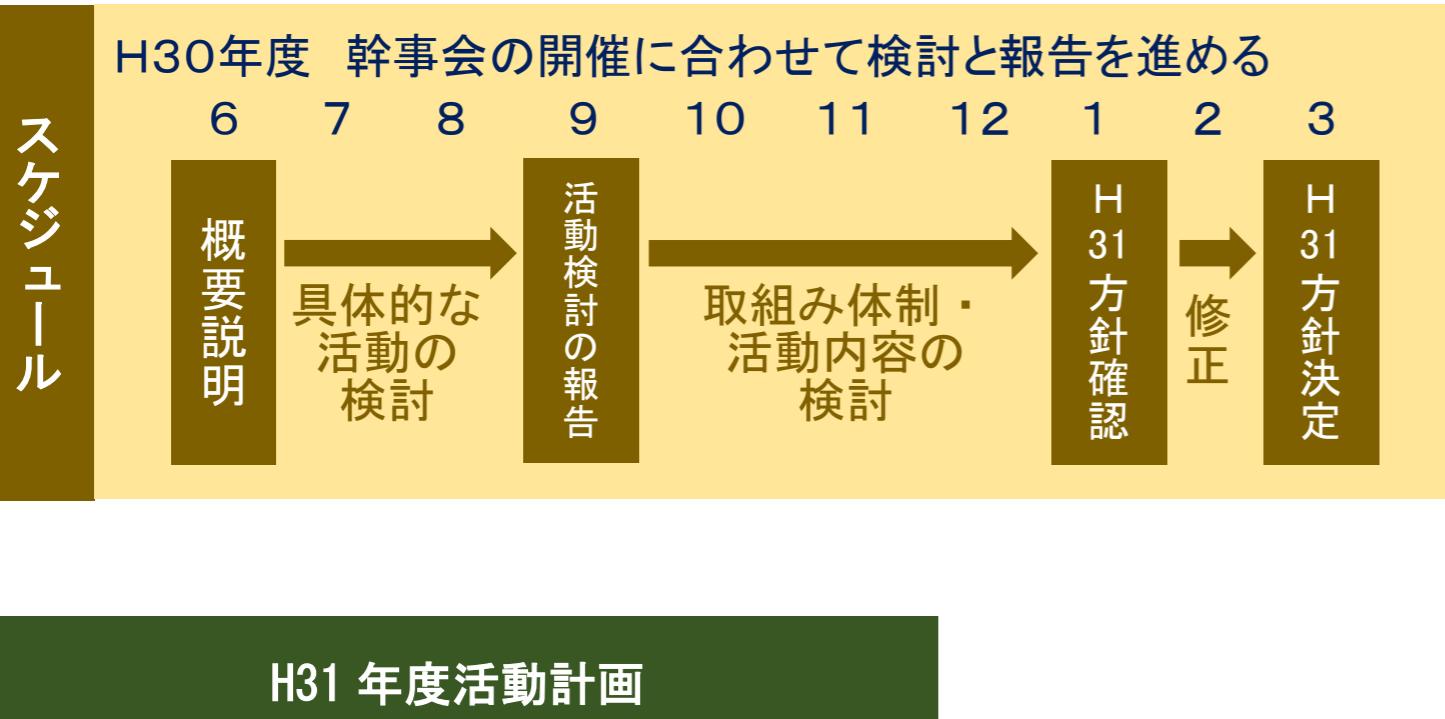
## 日本学生オリエンテーリング連盟 アンチ・ドーピング委員会の設立意義

平成 31 年 3 月 18 日

日本のドーピング違反の中で近年学生の違反が増えてきている。トップ層の学生には合宿などでの教育があるが、トップ層ではない一般的な学生への教育は浸透していないのが現状である。そのため、薬などから故意ではなく、サプリメントの摂取などから「うっかりドーピング」をしてしまった違反者が多い状況である。うっかりドーピングであったとしてもドーピング違反が出るということは、オリエンテーリング界の社会的イメージの失墜が多いにあり得る。また、ドーピング物質の摂取は競技力の向上のみならず、成分の副作用によって競技者の健康を害してしまう。

スポーツは公正、フェアであることが重要である。スポーツの根底にアンチ・ドーピングがあることを認識していただきたい。そこで、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が学生の違反者割合増加を受け、学生への教育も力を入れ始めている。学生オリエンテーリング界でもアンチ・ドーピングの意識改革を行うために委員会を立ち上げることになった。来年度から大学スポーツ協会(UNIVAS)への加盟もあり、このスポーツ界からドーピング違反者が出了場合、マイナーなスポーツゆえに社会的イメージ失墜による協賛離れば手痛いことになる。インカレの価値の向上、加盟員の保護、クリーンな組織の社会的アピールをするために、委員会を設置し、学生競技者へアンチ・ドーピング教育を促す目的である。

# 日本学連におけるアンチ・ドーピング活動の検討



活動		場	備考
分類	内容		
アウトリーチ	i-PLAY TRUE トーチリレー	インカレ会場, 大学大会会場	JADA で実施マニュアル作成中
教育	講習会の開催	講習会	大学代表者・担当者, JOA から助成申請, 学連でも予算確保(2019春インカレ総会予定)
	Eラーニング(ALPHA)	自宅	2020秋インカレから選手権クラスの出場要件
広報	広告掲載	インカレ・大学大会のプログラム	インカレ・後援大会のプログラムには掲載, 他大会にも要請?
	JADA バナー掲載	学連ウェブサイト	アンチ・ドーピングの取組みを示せる(広報部, お願いします)
	情報発信	Twitter	速報性の高いニュース(広報部にお願いする予定)
	情報提供	学連ウェブサイト	JADA アスリートサイト, スポーツファーマシスト検索, GlobalDROへの誘導・紹介
人材育成	教育活動者育成	JADA 講習会	対象: 学連 AD 委員会委員など

<改正前>

(技術委員会)

第43 条 本連盟の常設委員会として、加盟員によって組織される技術委員会を置く。

<改正後>

(常設委員会)

第43 条 本連盟の常設委員会として、加盟員によって組織される次の委員会を置く。

1. 技術委員会
2. アンチ・ドーピング委員会

# オリエンティアマナー&渉外問題事例集

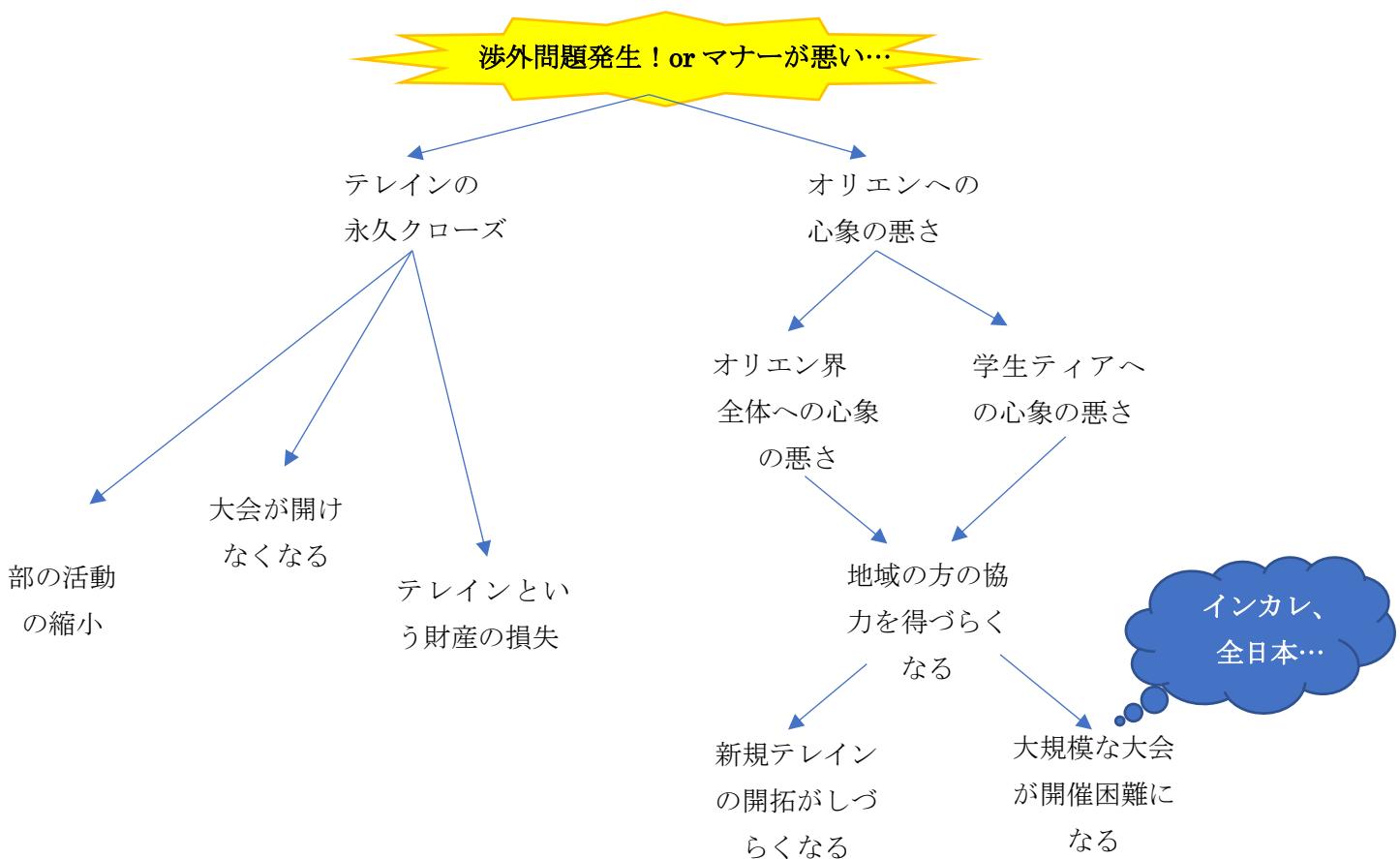
## 目次

はじめに	p.2
マナー&ルール一覧	p.3
渉外問題事例	p.4
渉外問題報告書の形式	p.17

# はじめに

近年、永久クローズテレインが出てきたり、インカレが山川さんの繋がりが強いテレインでしか開催できなかったり、とオリエンテーリングを取り巻く状況が悪くなりつつあります。また、インカレスプリントでは毎回、運営の方から競技者マナーの改善を求められてきましたが、未だ十分ではありません。

地元の方の協力を得なければ競技が成立しないというスポーツの性質上、オリエン競技者、もしくは団体の行動が直接オリエン界に大きな影響を与えてしまいます。(下のフローチャートを参照ください) オリエンを日本の多くの場所でこれからも続けられるように、オリエンティア一人一人の意識の指針を示すことを目的として、この資料を作成しました。



## この資料の内容及び活用法

内容：オリエンティアとして守ってほしいマナーやルールと、渉外問題事例

活用法：新入生や部員に対して年度初めなどに一度ルールを確認する際の資料として使用ください。

**新入生がある程度確定した段階で、この資料を利用したマナー教育を各大学、クラブ内で行い、教育を行ったことを普及部まで報告ください。報告がなかった場合、インカレの後片付けをお願いするなどのペナルティーが課されます。**

当たり前だけど、競技中に  
ついつい忘れるがち。気をつ  
けて！

## 守ってほしいルールやマナー

### 《テレイン渉外に関して（大会/練習会）》

テレインを管理する方+テレインを利用する方双方から許可、理解をえることが大切です。

- ・利用するテレインの渉外の取り方を確認し、渉外をとる必要があるテレインを利用する際、必ず渉外をとって利用しましょう。
- ・テレインを利用される一般の方、業者の方、周りの住民の方に理解を得られるよう継続的に周知活動を行いましょう。（回覧板、住民の方への挨拶まわり、利用者への周知活動）
- ・渉外問題が起こったら速やかに日本学連に連絡、報告書（p. 17 参照）を提出しましょう。

### 《競技やマナーに関して》

- ・テレインは一般の利用する方、周りの住民の方のご理解をえて使用させていただいているという意識をもちましょう。
- ・一般の方に配慮した行動をしましょう。（挨拶をする、ぶつからない、飛び出さない、ご迷惑をおかけしたら謝る、苦情に対して適切な言葉をつかい対応するなど）
- ・立入禁止区域を理解し（特にスプリント）、立ち入り禁止箇所に絶対に侵入しないようにしましょう。
- ・一般的交通ルールを守りましょう（道路に飛び出さないなど）
- ・提示のない施設を利用せず、提示のある施設はきれいに利用しましょう。
- ・競技者の安全を確保するため、周りの方へ迷惑をかけないように、適切なクラス選択をし、フィニッシュ閉鎖や競技時間、腕時計など持ち物の確認を徹底しましょう。
- ・競技時間、フィニッシュ閉鎖時間を絶対に守りましょう。



### 《その他》

- ・大会運営などで取り扱う個人情報はきちんと管理し、漏洩するがないように心がけましょう。

## 渉外問題事例

渉外問題として実際どんなことが起こっているのか、想像しにくいと思います。そこで、実際に起こった事例を次のページ以降にのせます。これは、2015～2018年10月までに実際に起こったものです。どの大学でも起きうることばかりなので、一度目を通すことを強くオススメします。

また、渉外問題の事例の提出にご協力くださった大学の皆様、本当にありがとうございます。皆様からいただいた資料をもとに、マナーやルールを考えました。次年度以降も、万一渉外問題が起こった際には、提出にご協力よろしくお願いします。

いつ 2018年6月2日(土)	どこで 和田堀公園
だれと 和田堀公園の利用者  どのような涉外問題が起こったのか。  公園で当日 OLK 大会前日大会が開催されたが、全速力で地図を見ながら、前を見ずに走っている人がいて危ないと感じた当日の公園利用者が東京都に苦情をいれた。 公園の管理事務所に連絡した場合はすぐに運営責任者に連絡が入るようになっていたが都をまたいだため、連絡がおくれてしまい（苦情があったことを運営責任者が知ったのは大会終了した 10 日ほど後になってから公園の管理事務所から送られたメール）苦情をいれた公園利用者への謝罪や競技の説明はできなかった。	
どのような対応をとったのか。  公園の管理事務所にこれから競技を行う際に周りの人とぶつからないよう細心の注意を払うよう喚起すると伝えた。	
<b>現在の状況</b>  競技としてイベントを開く際は、公園の管理事務所の前に東京都建設局東部公園緑地事務所管理課にまず連絡しそこで許可をとつてから行わなければいけなくなった。（この許可を得るのがどれほど難しいのかは不明）  1 団体や小規模のレクリエーションとしてなら公園の管理事務所に連絡をとるだけで開催できるとのこと。しかし、先日この公園で内部練習会を開催しようと思い管理事務所に連絡したが  「オリエンテーリングが全速力で公園をはしりまわるものとは前日大会の時はしらなかつた、一度苦情が入つてしまつた以上やめてほしい」と返答されてしまった。 よつて現在ポストを設置せず個人で地図をもつて走ることや、新歓体験会（これも説明が難しいかもしれないが）のみ可能な状態にある。	
<b>なぜこのような涉外問題が起こってしまったのか</b>  決して広くはない公園に 250 人以上の参加者が訪れ公園内を走り回つたこと、遊具のあるエリアは競技エリアからのぞいたが、それでも人の近くを競技者が通過することがあつたからと考えられる。	
<b>これからの対策</b>  今回とおなじく一般利用者の多い公園での開催で大勢の競技者がいたにもかかわらず、涉外問題が起きなかつた 2018 年度東北大学大会前日大会の涉外責任者にどのような涉外を行つたのかきいてみたところ、  ・公園の団体利用のスケジュールをみせてもらい、大会開催の 1 か月ほど前から、かぶりそうな団体には練習しているところにお邪魔して競技の説明を行う。 ・当日は運営者 5 人で朝から見回りしてあつたひとには声をかける。	

といった行為を東大大会前日大会とは違い、行っていたとの回答を得た。

わざわざ苦情をいれるような方は普段からながらく公園を利用されている方と考えられるので、こうした事前の競技説明を行うことで公園利用者に理解を求めるのが有効と考えられる。

いつ 2015/10/25	どこで 伊豆大島 裏砂漠・奥山砂漠
だれと 大会運営者および地元の観光協会や警察等	どのような渉外問題が起こったのか。 当クラブの2年生がゴール閉鎖になっても姿を現さず、運営者によるテレイン内の捜索を経て、最終的に観光協会の方や警察の方の協力を得てテレインからかなり遠いところで発見されるに至った。
どのような対応をとったのか。 ゴール閉鎖（12:15）後、捜索開始。4年生が一人残留を希望したが、運営者の促しに従ってOLKは全員港へ向かい出航した（13:30）。運営者による捜索後、警察署に捜索願が提出され（15:00）、15:40に発見された。事情を聞き、翌日警察署に挨拶をして本土帰還。	現在の状況 毎年ES関東が伊豆大島大会を開いてくださっております、テレインクローズ等には至っていない。
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか 本人は「ゴール閉鎖時刻・競技時間」「船の出航時間」「迷ったら西北あるいは北に向かう」「時計と笛の所持」といった基本的な事項を理解していた。しかし、予想を超えて東に進んでおり戻り切れなかつたとのことである。 最終的には、ゴール閉鎖から約3時間半後にテレイン北東にあるサクラ株付近で発見された。	これからの対策 適切なクラス選択の勧め・フィニッシュ閉鎖や競技時間、腕時計など持ち物の確認の徹底 笛の携行の推奨・重要項目を記入して上級生がチェックする確認シートの導入、捜索時に現地にOLKから残留人員を確保する等をおこなっている。

いつ 2017/11/19	どこで 菅生丘陵
だれと あきる野市の職員	
<p><b>どのような渉外問題が起こったのか。</b></p> <p>使用しようとしていた範囲の一部の付近で、子供向けにマウンテンバイクの講習会のようなイベントが行われていた。そのため、その部分について使用しても大丈夫かどうかイベントスタッフに尋ねたところ、ちょうど市の職員の方がおり、あきる野市側の山（菅生丘陵の大部分は青梅市）は市の許可なく使用することは控えてほしい、と言われた。</p>	
<p><b>どのような対応をとったのか。</b></p> <p>該当部分のポストを飛ばして練習会を開催した。</p>	
<p><b>現在の状況</b></p> <p>あきる野市の許可なしには使わないようしている。</p>	
<p><b>なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか</b></p> <p>土地の利用に関してどこまで厳密に許可を取れば良いのか難しいため。</p>	
<p><b>これからの対策</b></p> <p>あきる野市の山を使用する際には、あきる野市に許可をいただく。</p>	

いつ 2018/7/8	どこで 埼玉県秩父市「宇根峠」
だれと	
<p>どのような涉外問題が起こったのか。</p> <p>早慶戦の参加者が動物用の罠にかかり足が抜けなくなってしまい、警察と救急車を呼んで罠を取り外した。罠の所有者の方はお会いしていない。</p>	
<p>どのような対応をとったのか。</p> <p>警察の方の質問などに答えた。OLKの運営体制とその日の早慶戦の運営についてや、テレインの使用手順についてなどを話した。テレイン涉外については埼玉県協会に申請を出しているのみの状態であることも話した。</p>	
<p>現在の状況</p> <p>その後現在までどこからも連絡は来ていません。</p>	
<p>なぜこのような涉外問題が起こってしまったのか</p> <p>参加者への罠などの注意喚起ができていなかった。</p>	
<p>これからの対策</p> <p>地元との連絡をより密に取り合う。</p>	

いつ 2017/12/03	どこで 寺家・三輪七面山Ⅱ
だれと 現地に野鳥観察にきていた野鳥愛好家の方	<p>どのような渉外問題が起こったのか。</p> <p>オリエンテーリングを行っていたところ、声をかけられ、藪の中に進入すると鳥が逃げてしまうので控えるように言われた。</p>
	<p>どのような対応をとったのか。</p> <p>渉外手続きを通した上での競技であり、問題ないと思っていることをお伝えして納得いだだいた。</p>
現在の状況 なし	
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか 現地が野鳥観察の絶好のポイントとして知られていることが原因だと思われる。	
これから対策 記載なし	

いつ 2018/05/13 11:30頃	どこで 「中山城」(みちの会所有・地図ほぼ中央部)
だれと 地元の方	
<p>どのような渉外問題が起こったのか。</p> <p>クラブの新歓合宿でスコア Oを行っている際、地図に書かれていない立ち入り禁止区域があること、及び静肅を保つ必要がある区域があることを地元の方に注意された。</p>	
<p>どのような対応をとったのか。</p> <p>以下の2点の対応をとった上で競技を続行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最初に注意を受けた者(弊部加入2年目)をゴール閉鎖時刻まで立たせ、注意を喚起した。</li> <li>運営に主に行っていた加入2年目のラインで共有した。</li> </ul>	
<p><b>現在の状況</b></p> <p>当該地図所有のみちの会に連絡し、対応は一任した。本件以降は立ち入り禁止を反映し、事前に利用者に注意事項を説明したうえで販売する旨の連絡を受けている。</p>	
<p>なぜこのような渉外問題が起ってしまったのか</p>	
<p><b>これから対策</b></p> <p>当該テレインを利用する際には立ち入り禁止区域に十分配慮する。</p>	

いつ 2016年4月ごろ	どこで 釧路谷（千葉県いすみ市）
だれと	
どのような渉外問題が起こったのか。 テレインのある地区の区長さんと連絡が取れなくなってしまった。（電話に出ていただけなくなってしまった。）	
どのような対応をとったのか。 謝罪に伺いたいことを伝えようとして電話にて名乗りでたが、切られてしまった。	
<b>現在の状況</b> 渉外問題が発生してから連絡は取っていない。テレインはクローズ中。	
<b>なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか</b> 2015年12月開催の第22回千葉大大会において釧路谷を使用したが、その際の区長さんへの連絡手段として特別に区長さんの携帯電話番号を教えていただいた。つまり、この携帯電話番号は正式な連絡手段ではない。千葉大大会後の他団体や部内の練習会で釧路谷を使用する際に、その番号を勝手に区長さんへの連絡手段として広めてしまったことだと考えられる。	
<b>これから対策</b> 釧路谷については数年から十数年間はほとぼりが冷めるまで何も行わない（行えない）と考えている。 この重大な過ちを受けて、他団体の渉外における注意点を聞いて参考にしたり、区長さんなど地元の方との連絡は部内で渉外担当者を決めその者のみが連絡をするなど個人情報についてはかなり丁寧に扱っていくことにしている。	

いつ 2017年9月23日（土）	どこで 三河トレイルランお手伝いで訪れた巴山
だれと 問題となったマウンテンバイクの持ち主	
どのような渉外問題が起こったのか。 トレイルランの前日準備中、部員の一人が道に倒れていたマウンテンバイクに遊びで乗っていたところ、持ち主の方が現れ状況の説明をした際に、部員が「捨ててあるものかと思いました」と発言してしまったことと、勝手に乗るという非常識な行動で怒りを買った。	
どのような対応をとったのか。 三河トレイルランは愛知県協会主催なため、後日、本人と愛知県協会の方とで謝罪を行った。名帽では半年ほどそのテレインが使えなくなった。	
<b>現在の状況</b> 作手地区のテレインを使う際は、その都度必ず入山する全員が誓約書（入山中にしてはいけないことの確認を一人一人に理解させるもの）を書くことになった。 また、作手地区のテレインを使う際は慎重に行わなければいけなくなった。	
<b>なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか</b> そもそも勝手に人のマウンテンバイクに乗ったことも非常識であったが、それと同時に、持ち主の方に状況の説明をした際の態度、言葉使いが良くなかった。	
<b>これから対策</b> どのテレインであろうと、テレイン内での行動には気をつけることを部員全員が周知すること。 悪いことをしている、という意識を持つこと。	

いつ 2017年9月10日（日）	どこで 名相大会開催テレイン「水別」
だれと	
どのような渉外問題が起こったのか。 名相大会終了後の片付けの際に、運営がコントロールにあった給水を取り忘れた。	
どのような対応をとったのか。 岡崎森林組合から連絡を受け、1週間以内に取りにいき謝罪した。	
<b>現在の状況</b> マウンテンバイクの件等もあわせて、作手地区での渉外問題が重なって起こったので、テレイン管理者制度を愛知県協会がつくり、講習会が開かれたり、入山の際には誓約書を書くことになっている。	
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか 運営が確認を怠ったから。	
<b>これから対策</b> 大きな大会でも部内の練習会でも関わらず、忘れ物や取り忘れに注意をすること。	

いつ 2017/2/19（第37回早大OC大会）	どこで しろやまこ
だれと 地元の年配の男性	
<p>どのような渉外問題が起こったのか。</p> <p>正午過ぎ、近くに住んでいてよく散歩をされているという方がコミュニティ広場までいらっしゃいました。そして、当イベントの参加者（競技者）に後ろからぶつかられたという報告と、道に枝が沢山落ちていることから植物と遊歩道への悪影響を懸念されいらっしゃり、「市に対して本イベントのような山林内でのスポーツをやめるよう苦情を伝える」というお考えを私どもへ伝えてお帰りになられました</p>	
<p>どのような対応をとったのか。</p> <p>事故の現場とその方のお名前やご連絡先をお伺いせず、大会の渉外の連絡先が記載されている自治会の皆様への回覧資料と同じものをお渡しするのみとなってしまいました。そのため、こちらから追ってご連絡や謝罪をすることはできなくなってしまいました。また、その方が実際に市に連絡をなさるかどうかも確かめられないという状況です。</p> <p>また環境への配慮については、その方の仰った枝とは大会前日に造林組合の方がしてくださった枝落としの跡をご覧になってオリエンテーリングの結果であると思われたのかもしれないと思い当たりました。ごみについては持ち帰り、山林周辺に設置させていただいた機材、テープ、紙などのものは回収の再確認をしました。植生も特に異常は見られなかったため、山林への影響は最小限に留められたのではないかと考えております。</p>	
<p>現在の状況</p> <p>不明な状況。</p>	
<p>なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか</p>	
<p>これからの対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今後、当該山林使用の際には回覧資料を自治会に回覧していただくことになります。その際に、林道の使用があることを明記し地元の方へ周知します。</li> <li>② 競技者へ対して、今回の利用者へのトラブル事例の周知を徹底して、注意喚起を必ず実施します。</li> </ol>	

いつ 2016年1月13日（金）	どこで 矢板塩田
だれと 林業関係の業者	<p>どのような涉外問題が起こったのか。</p> <p>自分たち団体がテレイン申請を行い、使用許可が出ているのにもかかわらず、林業業者が伐採作業を行っており、部員に対してこのままだと伐採した木が当たって怪我する恐れがあると警告された。実際その業者から新潟大学学務に連絡が行き、当時の副部長にその旨が伝えられた。</p>
どのような対応をとったのか。	<p>テレイン管理者である山川克則さんに連絡し、テレインに来ていただいた。山川さんと業者の話し合いののちテレインを使用してもよいということになり練習を再開した。</p>
現在の状況	<p>地元住民とのトラブルではなかったため通常通り使用できている。</p>
なぜこのような涉外問題が起こってしまったのか	<p>地元住民には連絡が行き届いていたが、今回の林業業者は外部だったため連絡が行き届かなかった。</p>
これから対策	<p>テレインを使用する際にはその日に伐採作業が入っていないか確認する。 もし入っていた場合はテレイン管理者と業者で話し合いを行う。</p>

いつ 2015年1月15日（金）	どこで 矢板山苗代
だれと 地域住民と	どのような渉外問題が起こったのか。 矢板 山苗代でポストを設置している中、当時の新潟大学の部員の一人が地元の方に「土地の利用許可を出していない」と指摘された。しかし、その日限りは使用の許可を頂き、練習は1日することができた。
どのような対応をとったのか。	住民の承諾の上練習を続行。山川氏と日本学連に報告。
現在の状況 問題なし	
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか 地域への伝達不足と思われる。	
これから対策 地域への十分な周知活動	

もし、今後渉外問題が起こってしまった場合、速やかに日本学連に以下の形式の報告書を [1hki69v@gmail.com](mailto:1hki69v@gmail.com) まで提出してください。

団体名	記入日
いつ	どこで
だれと	どのような渉外問題が起こったのか。
どのような対応をとったのか。	
現在の状況	
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか	
これから対策	

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技 北海道東北地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約

第一条 目的

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技大会（以下インカレスプリント）北東地区代表選手選考会（以下スプリントセレ）で、インカレスプリントでの選手権クラス出場権を得ることが出来なかった北東学連加盟員各位の救済措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

第二条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレスプリントの選手権クラスにおける学連枠を確保することが見込まれる北東学連加盟員に、選手権クラス出場の機会を確保すること、及び、当該年度インカレスプリントにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる北東学連加盟員が、やむを得ない事由によってセレクションを通過出来なかった場合に、選手権クラスへの出場の可能性を残すことである。

第三条 推薦立候補について

- 1 推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。
- 2 推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から5日以内の、北東学連幹事長が定める日時とする。
- 3 北東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して北東学連加盟員各位に対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

#### 第四条 推薦通過者の枠数について

1 推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技・競技者数及びその配分に関する規則】の3条・4条によって、男女選手権において当学連に与えられた地区学連枠の人数の、1／10とする。小数点以下は切り捨てとする。

2 当学連に与えられた地区学連枠の人数が10名に満たない場合は、推薦枠を1つ用意する。

#### 第五条 推薦立候補への判断の形態

1 推薦通過の可否は、北東学連総会の議決による。この総会は、第三条に定める立候補書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。

2 推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、通過が認められる。

3 男子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、男子の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。同様に、女子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、女子の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。

4 推薦立候補者は、その通過の可否を決める北東学連総会に出席し、自身の通過の妥当性を有権大学の連盟員に訴えることができる。北東学連総会を開催する幹事会は、立候補者の請求があれば、連盟員に対する事情説明のための時間を設けなければならない。

5 第四条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいかの決選投票を行うものとする。

6 投票の結果、賛否同数だった場合は、北東学連幹事長がこれを判断する。

7 推薦立候補への北東学連総会の判断の結果、第三条に定める推薦枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。

## 第六条 委任状による投票

推薦立候補者の通過の可否を決める総会に出席できない加盟校連盟員は、第五条3項に定める基準を満たす限り、理由を添えれば、委任状による意思表示を可能とする。ただし、委任状に添えられた理由が、第四条3項に定める、総会当日の推薦立候補者による答弁によって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

## 第七条 通過の可否の判断基準について

- 1 推薦立候補者および各有権大学は、以下第七条に定める判断基準に則って、推薦立候補および投票行動を行うものとする。
- 2 判断基準は、推薦立候補者がセレクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、セレクションに出走したが不通過だった理由(「不通過の理由」)、そして推薦立候補者のオリエンテーリングの競技的実績の3点について、それぞれ定める。
- 3 以下、特別に定めるところがなければ、有権大学が判断基準を満たす推薦立候補者に反対票を投じることも、判断基準を満たさない推薦立候補者に賛成票を投じることも妨げないが、推薦立候補者が基準を満たす場合には、有権大学が反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。

## 第八条 通過基準

- 1 選手権クラスへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準と同条4項に定める判断基準の双方を満たすことが望まれる。
- 2 推荐立候補者が基準を満たす場合には、有権大学が反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公平を害さない程度であれば足りる。
- 3 未出走の理由および不通過の理由の基準  
①未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。

但し、いずれの場合もそれを証明する書類等が必要である。

- ・文部科学省指定の出席停止の疾患にかかった場合。
- ・セレクション当日に事故にあった場合。
- ・3親等内における冠婚葬祭のように社会的にセレクションより重要と思われる行事があつた場合。

②不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。  
・レース中に負傷者を発見して、その救助に当たり、救護所等に付き添った場合。

- ・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。

③以上に準じる相当な理由があれば、立候補者は自薦理由として立候補書類に記載して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

#### 4 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

① 男子の立候補者は、以下の何れかを満たせば、基準を満たしたと認定する。

- ・前年度インカレスプリント選手権クラスに出走し、上位20名以内に入る者。
- ・直近の全日本スプリント選手権において、決勝レースに出席した者。

② 女子の立候補者は、以下の何れかを満たせば、基準を満たしたと認定する。

- ・前年度インカレスプリント選手権クラスに出走し、上位10名以内に入る者。
- ・直近の全日本スプリント選手権において、決勝レースに出席した者。

③ 以上に準じ得る相当の理由があれば、推薦立候補者は、自薦理由に追加して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

#### 第九条 大会中止時の選手推薦措置

1. セレクション対象の大会が中止となった場合、以下の手順に則して選手の推薦を行う。

①前年度インカレスプリントの選手権クラスを対象とする。

②学連登録4年目及び記録の無い選手を除外する。

③選手権クラスの上位30名の中から今年度の選手権枠の数だけ枠を取り、該当加盟校に分配する。

④⑤で本年度の枠数に満たない場合は、4年目であるかを問わず上位30名の中から順に枠の残数分だけ取り、該当加盟校へ分配する。

⑤各加盟校で選考を行い、幹事長に結果を報告する。

2. 本推薦結果は、各選手の承認と北東学連総会の過半数の賛成を持って確定する。

## 第十条 修正

この規約の修正には、北東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

## 第十一条 施行

本基準は平成 29 年 8 月 1 日より施行される。

本基準は平成 31 年 3 月 18 日より改正施行される。

# 日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技 北東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約

## 第一条 目的

日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技大会（以下インカレミドル）北東地区代表選手選考会（以下ミドルセレ）で、インカレミドルでの選手権クラス出場権を得ることが出来なかった北東学連加盟員各位の救済措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

## 第二条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレミドルの選手権クラスにおける学連枠を確保することが見込まれる北東学連加盟員に、選手権クラス出場の機会を確保すること、及び、当該年度インカレミドルにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる北東学連加盟員が、やむを得ない事由によってセレクションを通過出来なかった場合に、選手権区クラスへの出場の可能性を残すことである。

## 第三条 推薦立候補について

- 1 推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。
- 2 推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から5日以内の、北東学連幹事長が定める日時とする。
- 3 北東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して北東学連加盟員各位に対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

## 第四条 推薦通過者の枠数について

- 推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技・競技者数及びその配分に関する規則】の3条・4条によって、男女選手権において当学連に与えられた地区学連枠の人数の、1／10とする。小数点以下は切り捨てとする。
- 当学連に与えられた地区学連枠の人数が10名に満たない場合は、推薦枠を1つ用意する。

#### 第五条 選考委員会員の招集

- 北東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに各連盟員を通して北東学連加盟員各位に対し、選考委員会員の招集と選考委員会議の決定の旨を周知しなければならない。
- 選考委員は各加盟校につき1名とする。北東学連幹事長はこの対象としない。
- 選考委員選出基準を以下の優先度によって各加盟校が総合的に判断するものとする。
  - ①インカレ出場権を持たない。
  - ②普段からオリエンテーリング活動に従事していると同大学加盟員が判断する。
  - ③過去に役職に就いた経験を持つ。
  - ④以上の基準を満たす者が存在しない場合、現部長が務める。
- 選出された委員の意思は各加盟校に所属する加盟員全員の総意と扱う。

#### 第五条 推薦立候補への判断の形態

- 推薦通過の可否は、選考委員会議の議決による。この会議は、第三条に定める立候補書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。
- 選考委員会議は各加盟校の選考委員1名及び推薦立候補者、北東学連幹事長を加えて行われる。
- 推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、通過が認められる。

4 推薦立候補者は自身の通過の妥当性を有権大学の選考委員に訴えることができる。選考委員会は立候補者の請求があれば、事情説明のための時間を設けなければならない。

5 第四条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいかの決選投票を行うものとする。

6 投票の結果、賛否同数だった場合は、北東学連幹事長がこれを判断する。

7 推薦立候補への北東学連総会の判断の結果、第三条に定める推薦枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。

8 選考結果は選考委員会議終了後1週間以内に各連盟員を通して北東学連各加盟員に対して周知しなければならない。

## 第六条 委任状による投票

選考委員会議に出席できない加盟校連盟員は、理由を添えれば委任状による意思表示を可能とする。ただし委任状に添えられた理由が、第五条4項に定める、会議当日の推薦立候補者による答弁によって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

## 第七条 通過の可否の判断基準について

1 各選考委員は、以下第七条に定める判断基準に則って、投票行動を行うものとする。

2 判断基準は、推薦立候補者がセレクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、セレクションに出走したが不通過だった理由(「不通過の理由」)、そして推薦立候補者のオリエンテーリングの競技的実績の3点について、それぞれ定める。

3 以下、特別に定めるところがなければ、判断基準を満たす推薦立候補者に反対票を投じることも、判断基準を満たさない推薦立候補者に賛成票を投じることも妨げない。しかし、

推薦立候補者が基準を満たす場合には、有権大学が反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。

## 第八条 通過基準

1 選手権クラスへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準と同条4項に定める判断基準の双方を満たすことが望まれる。

2 推薦立候補者が基準を満たす場合には、選考委員が反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公平を害さない程度であれば足りる。

### 3 未出走の理由および不通過の理由の基準

①未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。但し、いずれの場合もそれを証明する書類等が必要である。

- ・文部科学省指定の出席停止の疾患にかかった場合。
- ・セレクション当日に事故にあった場合。
- ・3親等内における冠婚葬祭のように社会的にセレクションより重要と思われる行事があった場合。

②不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。

- ・レース中に負傷者を発見して、その救助に当たり、救護所等に付き添った場合。
- ・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。

③以上に準じる相当な理由があれば、立候補者は自薦理由として立候補書類に記載して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

### 4 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

① 男子の立候補者は、以下の何れかを満たせば、基準を満たしたと認定する。

- ・前年度インカレミドル選手権クラスに出走し、上位20名以内に入る者。
- ・同年度インカレロング選手権クラスに出走し、上位20名以内に入る者。

② 女子の立候補者は、以下の何れかを満たせば、基準を満たしたと認定する。

- ・前年度インカレミドル選手権クラスに出走し、上位10名以内に入る者。
- ・同年度インカレロング選手権クラスに出走し、上位10名以内に入る者。

③ 以上に準じ得る相当の理由があれば、推薦立候補者は、自薦理由に追加して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

## 第九条 修正

この規約の修正には、北東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

## 第十条 施行

本基準は平成 31 年 3 月 18 日より施行される。

## 北東学連規約関係 変更箇所まとめ

### 北東学連スプリントセレクション推薦規約

- ・「第九条 大会中止時の選手推薦措置」を追加。
- ・それに伴い元々の規約にある条項を

第九条 修正 → 第十条 修正

第十条 施行 → 第十一条 施行 と改正。

- ・第十一条に「本基準は平成 31 年 3 月 18 日より改正施行される。」を追加。

### 北東学連ミドルセレクション推薦規約

昨年度案を元に加筆修正。

# 関西学生オリエンテーリング連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本連盟は関西学生オリエンテーリング連盟と称する。

(設置場所)

### 第2条

本連盟事務局を京都府京都市東山区今熊野北日吉町35 京都女子大学オリエンテーリングクラブの中に設置する。

(目的)

### 第3条

本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連と略す）の下部組織として関西のオリエンテーリング界を統轄し、かつそれを代表する学生の自治体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、関西の学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第4条

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定例戦及び新人戦
2. 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選
3. 刊行物の発行
4. 本連盟の事業に適う一切の事業

(統轄地域)

### 第5条

本連盟は、滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県の二府四県を統轄する。

(年度)

### 第6条

本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 加盟

### (加盟資格)

#### 第7条

本連盟に加盟できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校（4～5年）、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

### (加盟形態)

#### 第8条

本連盟への加盟形態は、加盟校加盟、準加盟校加盟の二種類がある。

### (更新)

#### 第9条

- 1 加盟は年度毎に更新されなければならない。
- 2 本連盟に加盟を更新するものは、6月30日までに加盟手続きをしなければならない。
- 3 加盟校が更新時に第12条1項を満たさないときは、準加盟校として更新する。
- 4 第2項の手続きを怠った時は脱退とする。

### (加盟料の納入)

#### 第10条

- 1 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。
- 2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

### (加盟者名簿)

#### 第11条

- 1 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟者名簿を提出しなくてはならない。
- 2 加盟者名簿の記載事項に変更・追加・取消があるときは、名簿を提出した者はその都度変更・追加・取消を行わなければならない。
- 3 追加・取消はその年度の12月31日までしか認めない。

(加盟校)

#### 第 12 条

- 1 加盟校は加盟員が 3 名以上であることを要する。
- 2 加盟校は総会への出席・参加につき、権利を有し、義務を負う。また、本連盟の活動への参加資格を有する。
- 3 本連盟の加盟校は、日本学連加盟校の地位を取得する。

(準加盟校)

#### 第 13 条

- 1 準加盟校は加盟員が 1 名以上であることを要する。
- 2 本連盟の準加盟校は、日本学連準加盟校の地位を取得する。
- 3 準加盟校は本連盟の活動への参加資格を有する。

(個人加盟校)

#### 第 14 条 削除

(加盟禁止期間)

#### 第 15 条

- 1 1 月 1 日から 3 月 31 日の間は新たな加盟は認めない。

(加盟校の認定)

#### 第 16 条

- 1 本連盟に新たに加盟校として加盟するときは、準加盟校として 1 年以上経過し、3 人以上であることを要し、総会において出席校の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。
- 2 加盟校が準加盟校として加盟を更新する場合は、総会において出席校の 3 分の 2 以上の承認を要する。但し、第 9 条第 3 項に該当する時は本項を適用しない。

### 第 3 章 総会

(総会)

#### 第 17 条

総会は加盟校の代表及び役員によって構成される。

(代表の登録)

#### 第 18 条

各加盟校は代表者 1 名以上を事務局に登録する。

(総会の職務)

第 19 条

1 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。

1. 予算及び決算
2. 役員の選出及び罷免
3. 会計監査の選出及び罷免
4. 加盟校の認定
5. 規約の改正
6. 本連盟の運営に関して各加盟校または役員が提案した事項

2 総会において、役員、各種実行委員会は、報告、意見聴取を行なう。

3 総会において、各加盟校は本連盟の運営若しくは資産の状況または役員の事務執行に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第 20 条

1 総会は次の場合幹事長がこれを招集する。

1. 年 3 回の定例総会
  2. 幹事長が必要と認めた場合
  3. 加盟校総数の 4 分の 1 以上の加盟校が会議の目的とする事項を示して総会の招集を請求した場合
- 2 幹事長は前事項第 3 号の規定によって加盟校から総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 30 日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、幹事長は会日の 14 日以前に加盟校に日時・場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されていなければならない。

(議長)

第 21 条

1 総会に議長を 1 人おく。

2 議長は他のすべての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

3 前項の議長が選出されるまで、幹事長が仮に議長を務める。

(委任状)

第 22 条

総会にやむを得ず出席できない加盟校は別に定める規則により幹事長宛に委任状を提出しなければならない。

(議決)

第 23 条

- 1 総会において加盟校は 1 つの平等の議決権・選挙権を有する。
- 2 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(緊急事項)

第 24 条

緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合総会において承認を得られなければその効力を失う。

第 4 章 役員

(役員)

第 25 条

本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 諮問委員長 1 名
3. 幹事長 1 名
4. 副幹事長 2 名
5. 会計 1 名
6. 競技部長 1 名
7. 広報部長 1 名
8. 涉外部長 1 名
9. 普及部長 1 名
10. 事務局長 1 名

(会長)

第 26 条

- 1 会長は本連盟を代表する。
- 2 会長は幹事会が推薦する。

(副会長)

第 27 条削除

(参与)

第 28 条削除

(諮問委員長)

第 29 条

諮問委員長は諮問委員会を代表する。

(幹事長)

第 30 条

幹事長は総会・幹事会で決定された意思に基づき本連盟の運営を執行かつ統轄する。

(副幹事長)

第 31 条

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在の時これを代行する。

(会計)

第 32 条

会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(役員の選出)

第 33 条

1 削除

2 第 25 条第 2 号に定めたる役員は、本連盟諮問委員の中から諮問委員総会の議決により決定する。

3 第 25 条第 1 号および第 3 号から第 10 号に定めたる役員は、加盟員の中から総会の議決により決定する。

(役員の任期)

第 34 条

1 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し、第 25 条第 1 号に定めたる役員を除き、再選を妨げない。

2 補欠によって選出された役員の任期は前任者の残余期間とする。

(幹事)

第 35 条

諮問委員長以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第 36 条

- 1 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。
- 2 幹事会は幹事長が必要と認めた時にこれを招集して開催することができる。
- 3 諮問委員は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 監査

(会計監査)

第 37 条

会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(会計監査の選出)

第 38 条

- 1 会計監査は総会の議決により 1 名決定する。
- 2 会計監査は下記のいずれかに該当するものを選出してはならない。
  1. 本連盟の役員
  2. 各加盟校の代表

(監査報告)

第 39 条

- 1 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度最初の総会でこれを報告する。
- 2 加盟校または役員の請求がある時は、監査報告をしなければならない。
- 3 会計監査は不正に気づいたときは遅滞なく報告しなければならない。

(会計監査の任期)

第 40 条

会計監査の任期については、第 34 条の規定を準用する。

## 第6章 事務機構

(事務機構)

### 第41条

本連盟に次の事務機構を置く。

1. 競技部 定例戦・新人戦及びその他の競技を統轄しその記録を管理する。
2. 広報部 刊行物の発行及び連盟ウェブサイトの管理を行う。
3. 渉外部 本連盟所有地図のテレインにおいて渉外を行う。
4. 普及部 オリエンテーリングの普及活動を行う。
5. 事務局 一切の事務を行う。

(事務機構の構成)

### 第42条

- 1 各部局は本連盟加盟員によって構成され、第33条第3項の定めによって選出される部長、若しくは局長により統轄される。
- 2 各部局は会計を1名互選する。

## 第7章 諮問委員会

(諮問委員)

### 第43条

- 1 本連盟の目的に賛同し、賛助する意志のある者は、幹事会の承認を以て諮問委員となることができる。
- 2 諮問委員の任期は1年で、年度末に次期委員を幹事会が選出する。再任は妨げないが、最長でも2年を原則とする。
- 3 任期途中の諮問委員の罷免・辞任は、その対象となる委員を含めた幹事会・諮問委員の3分の2以上の承認を必要とする。

(諮問委員会)

### 第44条

本連盟に諮問委員会を置き、次の事業を行う。

1. 本連盟の活動に対する援助
2. 日本学生オリエンテーリング選手権大会地区予選テレインの提案
3. 定例戦運営校から要請があった場合、定例戦コントローラーの推薦を行う
4. その他必要と認められた事項

(諮問委員会の構成)

第 45 条

諮問委員会は本連盟諮問委員によって構成される。

(諮問委員長)

第 46 条

諮問委員長は、年度初めに行われる第 1 回の諮問委員総会で、本連盟諮問委員の中から選出される。

(諮問委員会の役員)

第 47 条

- 1 暗問委員会は、諮問委員長の他に以下の役員を置く。任期・選出方法は諮問委員長と同様である。
  1. 書記
  2. 会計
- 2 書記は諮問委員会総会の議事録を、幹事会に公開する義務を持つ。
- 3 会計は本連盟諮問委員会の会計事務を統轄する。年度末に本連盟総会に会計報告する義務を持つ。

(諮問委員総会)

第 48 条

- 1 暗問委員総会は、諮問委員会の意思決定機関であり、次に掲げる事項について議決・承認する。
  1. 暗問委員長および諮問委員会役員の選出
  2. 本連盟の運営に関して幹事会または本連盟諮問委員が提案した事項
- 2 暗問委員総会は、過半数の諮問委員の参加により成立し、その決議は、参加諮問委員の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。
- 3 暗問委員総会の決議は、諮問委員会全体の意見として幹事会に勧告できるものとする。

(諮問委員総会の招集)

第 49 条

本連盟諮問委員総会は、次の場合幹事長若しくは諮問委員長が遅滞なく招集する。

1. 新たに諮問委員が選出された場合
2. 幹事会が開催を決議した場合
3. 暗問委員長が必要と認めた場合

## 第8章 委員会

(委員会)

### 第50条

本連盟にその運営を円滑に遂行するため幹事会が承認した委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

### 第51条

委員会は本連盟加盟員及び本連盟諮問委員で構成される。

## 第9章 経費

(経費)

### 第52条

本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金・寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

### 第53条

加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

## 第10章 改正

(改正)

### 第54条

本規約の改正は総会において加盟校総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第11章 最高法規

(最高法規)

### 第55条

本規約に反する規則・命令はその効力を有しない。

## 第 12 章 補則

(細則)

### 第 56 条

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

### 第 57 条

本規約は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 10 月 21 日改正

平成 5 年 11 月 13 日改正

平成 11 年 11 月 13 日改正

平成 14 年 11 月 3 日改正

平成 15 年 11 月 15 日改正

平成 16 年 3 月 15 日改正

平成 28 年 11 月 19 日改正

平成 29 年 11 月 11 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 9 月 15 日改正

## 附則

1 本連盟の役員は次の者とする。

会長	遠藤匠真
諮問委員長	金山柚佳
幹事長	藤本拓也
副幹事長	太田知也, 桃本一輝
会計	小笠原萌
競技部長	沖中陽幸
涉外部長	藤澤はる那
広報部長	菅野紘基
普及部長	藤本雄大
事務局長	塚越真悠子

2 前項は、平成 31 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

平成 31 年 3 月 4 日 (月)  
関西学生オリエンテーリング連盟

## 関西学生オリエンテーリング連盟規約改正案の新旧対照

年度変わりで連盟役員が交代することを踏まえ、附則を以下のように改正します。

### (改正前)

#### 1 本連盟の役員は次の者とする。

会長 遠藤匠真  
諮問委員長 金山柚佳  
幹事長 藤本拓也  
副幹事長 太田知也, 桃本一輝  
会計 小笠原萌  
競技部長 沖中陽幸  
渉外部長 藤澤はる那  
広報部長 菅野紘基  
普及部長 藤本雄大  
事務局長 塚越真悠子

#### 2 前項は、平成 31 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

### (改正後)

#### 1 本連盟の役員は次の者とする。

会長 藤本拓也  
諮問委員長 山本明史  
幹事長 桃本一輝  
副幹事長 岩田慈樹, 竹重拓輝  
会計 市野夢衣  
競技部長 片岡佑太  
渉外部長 上原珠美  
広報部長 永山尚佳  
普及部長 山根萌加  
事務局長 太田知也

#### 2 前項は、平成 32 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。